

# 国立大学法人岩手大学経営協議会規則

平成16年4月1日 制定  
令和4年3月30日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法第20条に基づき、国立大学法人岩手大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 経営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の経営に関するもの
- 二 中期計画に関する事項のうち、岩手大学の経営に関するもの
- 三 学則、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 六 その他岩手大学の経営に関する重要事項

## (組織)

第3条 経営協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
  - 二 理事
  - 三 岩手大学の職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の議を経て、学長が任命したもの
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第3号の委員でなければならない。

## (任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議長)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、筆頭理事が、議長の職務を代理する。

## (会議)

第6条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 経営協議会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

## (委員以外の者の出席)

第7条 経営協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (開催)

第8条 経営協議会は、年3回の開催を定例とする。

- 2 次の場合には、経営協議会を臨時に開催するものとする。
  - 一 議長がその必要を認めたとき。
  - 二 委員の過半数の要求があるとき。

(記録)

第9条 経営協議会は、議事について記録を作成する。

(庶務)

第10条 経営協議会の庶務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 国立大学法人岩手大学経営協議会の審議事項に関する申合せ

(平成16年4月1日)

国立大学法人岩手大学経営協議会規則第2条第6号に規定するその他岩手大学の経営に関する重要事項は、次に掲げる事項を含むものとする。

- ・岩手大学の将来計画・改革に関する事項
- ・大学、大学院、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- ・組織編成及び職員配置に関する事項
- ・学長、理事及び副学長の選考と解任に関する事項